

申入書

2020（令和2）年8月20日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-12-1 パークウェスト6F

株式会社 Fast Fitness Japan 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口益弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。当法人は、令和元年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

さて、貴社が運営するフィットネスクラブ「ANYTIME FITNESS（エニタイムフィットネス）」において利用されているエニタイムフィットネス利用規約（以下、「本件利用規約」といいます。）には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2020（令和2）年9月25日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

第1 免責条項

第3条【会員制度】

4 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第20条【賠償責任】

3 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

1 申し入れの趣旨

第3条4項中の「この場合、親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします」との規定及び第20条3項全部を本件利用規約から削除することを求めます。

2 申し入れの理由

(1) 消費者契約法10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) 第3条4項について

本件利用規約第3条4項は、未成年者の会員が負う責任を、親権者も一律に連帯して負担するという内容になっています。この規定によれば、貴社は、親権者の負担においてより確実に損害金等を回収することができる

一方、親権者は、未成年者契約について同意したという関係がある限り、常に未成年者の負う債務を連帶して負担させられるという関係になります。

しかし、民法上、親権者は、未成年者の不法行為責任について、当該未成年者に責任能力が認められるか、あるいは責任能力がなくとも親権者において過失がない場合には責任を負うことはありません。とりわけ未成年者とはいって、16歳以上又は高校生以上の者であれば、一般的には、民法714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）によっても、親権者が常に損害賠償責任を負うことはないと解されています。また、未成年者の行為について、親権者が常に連帶して債務を負うという法令上の根拠もありません。

したがって、未成年者の契約に際し、親権者に必ず連帶債務を負担させることは、民法の基本原理である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、貴社の施設を利用するため貴社の作成した会則に合意することを要請された消費者に過ぎない親権者自身の通常の合理的意思にも反します。

したがって、本件利用規約第3条4項は、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項として、消費者契約法第10条により無効となります。

(3) 第20条3項について

本件利用規約第20条3項によれば、会員が紹介または同伴したビジターによる債務不履行ないし不法行為責任について、会員自身の帰責性の有無を問わずに、当該会員自身もビジターと連帶して損害賠償責任を負担させられる内容になっています。この規定によれば、貴社は、会員の負担においてより確実に損害金等の回収を確保できる一方、会員はビジターを紹介又は同伴したという関係がある限り、ビジターの責任について常に損害

賠償義務を負担させられるという関係になります。

しかし、民法の基本原理である過失責任の原則からすれば、ビジターの行為について当該会員が損害賠償義務を負うのは当該会員自身にも帰責性がある場合のみと考えられますし、会員に必ず連帯債務を負担させることは、貴社の施設を利用するため貴社の作成した会則に合意することを要請されたに過ぎない会員自身の通常の合理的意思にも反するものです。

したがって、本件利用規約第20条3項は、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項として、消費者契約法第10条により無効となりえます。

第2 規約の隨時変更

第5条【会費、セキュリティー手数料等】

4 クラブ又は加盟店は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各クラブは2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改訂後の会費等が適用されるものとします。

第22条【本規約その他の諸規則の改定】

F C本部は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。加盟店は、加盟店が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

1 申し込みの趣旨

本件利用規約から第5条4項及び第22条を削除すること、または、適切な条項に修正することを求めます。

2 申し入れの理由

(1) 消費者契約法 10 条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

(2) 契約は当事者の合意によって成り立つものであり、民法第 521 条以下の規定が当然の前提としているところ、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

よって、定型約款の変更についても、①定型約款の変更が、消費者一般の利益に適合するとき、または、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに、個別的合意なく変更が認められるものです（民法第 548 条の 4 第 1 項参照）。

また、定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する必要があります（民法第 548 条の 4 第 2 項参照）。

(3) ところが、本件利用規約第 5 条 4 項及び第 22 条は、前記(2)のような限定をすることなく、貴社に一方的な規約の変更権を与えるものです。

また、本件利用規約第 22 条は、改定後の規約は最新の改訂日にその効力を生じるものとしており、規約を変更する旨及び変更後の規約の内容、その効力発生時期について、消費者に対して事前に何らの周知もなされることなく、規約を変更できることとされています。

よって、本件利用規約第5条4項及び第22条は、法令中の公の秩序に
関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を
加重する条項です。

また、本件利用規約第5条4項及び第22条は、消費者にとって不利益
変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規程であって、
消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信
義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(4) したがって、本会員規約第5条4項及び第22条は、消費者契約法第1
0条により無効となります。

第3 専属的合意管轄

第23条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員とFC本部又
は加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属
的合意管轄裁判所とします。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から、第23条のうち、「会員とFC本部又は加盟店の間で
訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所と
します。」との規定（以下、「本規定」といいます。）を削除することを求めま
す。

2 申し入れの理由

(1) 民事訴訟法第4条ないし第7条は、当事者の住所や請求の内容等に応じ
た管轄を規定しています。本件会員規約はWEB会員規約であるため、日

本全国の会員との間で訴訟が生じる可能性があり、原則として、民事訴訟法4条ないし7条によって管轄裁判所が定まることになります。

(2) しかるに、本規定は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定しています。すなわち、本規定は、他の管轄を排除して東京地方裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が東京から遠い地域に居住する場合であっても、一律に東京地方裁判所において訴訟を行わざるを得ないものです。

よって、本規定は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

(3) したがって、本規定は、消費者契約法10条に反し、無効となります。

以上